

# 不正軽油にご注意ください！

令和 3 年 11 月  
岡山県不正軽油対策協議会  
岡山 県

日頃から軽油抜取調査をはじめ、不正軽油対策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

岡山県では、不正軽油撲滅に向けて定期的に事業所等に設置されているタンクや、路上を走行中のトラックや事業所に停車しているトラック等から軽油の抜取調査を行っていますが、調査結果によると、貴会の一部事業者から不正軽油と疑われる異状サンプルが検出されており、関西や東海方面の業者からの搬入が判明しています。

自動車燃料に使用される軽油には、1リットル当たり 32.1 円の軽油引取税が課税されていますが、軽油に灯油や重油を混ぜる等による不正軽油の製造やその販売は、悪質な脱税行為にあたり、懲役又は罰金が科せられます。

また、不正軽油と知って購入した場合も厳しく罰せられます。

**一般的な市場価格より著しく安い軽油は不正軽油である可能性がありますので、ご注意いただくとともに、異状な値が検出されたら県から指摘があった場合には、軽油の仕入先の変更をご検討いただくなどご協力をお願いします。**

**今後とも、不正軽油対策へのご協力をよろしくお願いいたします。**

## トラック協会会員のみなさまに対する軽油の抜取調査の結果

	調査対象		異状検出	
	事業所数	抜取本数	事業所数	抜取本数
R 元年度	191	205	2	2
R2年度	122	123	3	3

※異状検出は、クマリン(灯油及び重油の識別剤)又は 30%以上の灯油成分が検出されたものです。

不正が疑われる軽油に関する情報は  
岡山県不正軽油ホットラインへご連絡ください。

フリーダイヤル

0120-629-110